

受付機関記入欄								
区分	種別	消防	住警器	中間検査	保健所通知	バリアフリー	構造適判	省エネ適判
一般	1号	通知	無	無	無	無	無	無
	2号		有		特定建築物		適合済	適合済
計画	3号	同意	()個	有	公設浄化槽	申請済	申請済	提出済
			自火報等		個人浄化槽	未申請	未提出	

受付印欄

地図
消防区分
南・中・西

消防協議設置欄 (消防同意済記載)

他法令等調査票

(R08.04.01版)

令和 年 月 日

盛岡市建築主事 あて
指定確認検査機関 あて

申請者氏名

◎申請敷地及び建築物等の概要(↓この欄は申請者にて記入をお願いします。)

敷地の地名地番	盛岡市			
主要用途(※1)	工事種別(敷地単位)	敷地面積	建築面積(敷地単位)	延べ面積(敷地単位)
一戸建ての住宅・長屋・共同住宅	新築・増築	㎡	(申請部分)	(申請部分)
その他()	その他()		㎡	㎡
構造・階数(※1)	木造・鉄骨造・RC造・アルミ合金造・その他()地上 階 地下 階			
道路種別(※2)	法第42条第1項(1号・2号・3号・4号・5号)、2項、その他()			

※1 申請建物について記入。申請建物が複数ある場合は、主たる申請建物について記入。 ※2 建築物の申請の場合のみ記入。

建築確認申請に伴う他法令について、次のとおり調査・確認等を行いました。

記

- 埋蔵文化財について 盛岡市遺跡の学び館 盛岡市本宮字荒屋13-1
教育委員会歴史文化課 都南分庁舎 3 階
 - ① 都市計画施設等の区域について 都市計画課 都南分庁舎 2 階
事前協議実施状況 協議済(協議日 年 月 日) 未協議 ← 申請者記入欄
 - ② 市街地開発事業等について
 - ③ 地区計画について
 - ④ 開発許可区域若しくは市街化調整区域にある場合
 - ⑤ 宅地造成及び特定盛土等規制法について
造成行為の該当の有無について 有 無 ← 申請者記入欄
 - ⑥ 盛岡市立地適正化計画について
-
- ① 景観法について 景観政策課 都南分庁舎 2 階
 - ② 盛岡市屋外広告物条例について
-
- 公園、緑地、風致地区について 公園みどり課 都南分庁舎 2 階
-
- ① 建築協定区域について 建築指導課 都南分庁舎 2 階
 該当(ヴァンホール長橋台4工区、コンステーション青山、緑が丘ヒルズ) 非該当(その他の地域) 判断に迷う ← 申請者記入欄
「判断に迷う」場合の該当の有無:
 - ② ひとにやさしいまちづくり条例について
 一戸建ての住宅(手続き対象外の用途) その他の用途 建築基準法第18条の計画通知(全用途が対象外) ← 申請者記入欄
「その他の用途」の場合の該当の有無及び届出の状況:
 - ③ 中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例について(R8.4.1改正で一部手続きが変更となりますので御注意ください。)
ア) 条例に基づく中高層建築物等の該当の有無について
 条例の対象外 中高層建築物等(周知30日間)に該当 特定中高層建築物(周知60日間)に該当 ← 申請者記入欄

【注意】標識設置届→標識設置後7日以内、周知状況報告書→受理証交付に日数を要しますので速やかに提出をお願いします。

(建築指導課分 裏面へ続く)

イ) 周知状況報告書の提出状況について

ウ) 周知状況報告書受理証の番号及び日付について

(条例により建築確認申請の際は、建築指導課が発行した周知状況報告書受理証の提示が必要となります。)

令和 年 月 日 付け 盛指第 565 号

※周知状況報告書受理証(原本、コピーどちらでも可)を御持参いただくと内容確認の時間短縮に繋がります。

④ みなし道路について(法第42条第2項道路に該当する場合)

ア) みなし道路の該当の有無について ・有 ・無 申請者記入欄

イ) 狭あい道路(要綱)の該当の有無について (みなし道路に該当し、かつ盛岡市道の場合は、狭あい要綱の手続きが事前に必要です。)

⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)について ※該当工事着手 7 日前までに届出義務あり。
(この欄は、申請者にて記入をお願いします。判断に迷う場合は審査係にてご確認ください。)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る解体工事 (工事対象面積 80㎡以上) ・ 建築物に係る新築又は増築工事 (工事対象面積 500㎡以上) ・ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築工事に該当しないもの (修繕・模様替等で請負金額1億円以上) ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 (外構工事等で請負金額500万円以上) 	左記の工事を ・ 含む 未届出、届出済 ・ 含まない(対象外)
---	--

6. 汚水処理について

上下水道局下水道整備課 上下水道局庁舎 3 階

※玉山地域については上下水道局玉山事務所

玉山総合事務所 2 階

(この欄は、申請者にて記入をお願いします。判断に迷う場合は担当課にてご確認ください。)

① 下水道処理区域か	・処理区域内	・処理区域外	(処理区域外の場合、②へ！)
② 便所は水洗か	・汲み取りまたは便所なし	・水洗	(水洗の場合、③へ！)
③ 水洗化の方法は	・農業集落排水	・浄化槽(個人設置・公設浄化槽)	・その他() (その他は、具体的内容(例:「区域外流入」など)を記入)

7. その他(計画敷地・建物が次の①～⑤に該当する可能性がある場合は、担当課にてご確認ください。)

- ① 農地転用等について 【登記地目が田、畑など農地に該当する地目の場合、もしくは、登記地目が田、畑など農地に該当する地目ではないが、「農地」や「採草放牧地(採草や家畜の放牧を目的とした土地)」として利用している場合】 農業委員会事務局 都南分庁舎 1 階
※玉山地域については玉山分室 玉山分庁舎 2 階
- ② 駐車施設附置に関する条例について (商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区のいずれかて延床面積1,000㎡以上の場合) 交通政策課 市役所本館 7 階
- ③ 水路について(水路に接する場合) 河川課 市役所別館 5 階
※玉山地域については建設課 玉山分庁舎 2 階
※水路に接する場合は、法務局備え付けの地積測量図と公図を持参のうえ、上記担当窓口へ提示し、調査並びに確認等をお願いします。
- ④ 土砂災害警戒区域等について (土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりなど、土砂災害のおそれのある区域の場合) 河川課 市役所別館 5 階
□該当なし □土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内 □土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内 ※玉山地域については建設課 玉山分庁舎 2 階
- ⑤ ラブホテル建築規制条例について(ホテル、旅館に限る) 環境企画課 若園町分庁舎 2 階

【注意・お知らせ】 (手続き漏れ防止のため、早めに確認されることをお勧めします。)

- ① 道路の掘削について
建物の施工にあたり道路掘削が必要になる場合は、支障の有無を事前に確認する必要があります。
詳しくは市役所本館 7 階の道路管理課へお問い合わせください。
- ② 住居表示について
住居表示を必要とする建築物について(住居表示実施区域内)は、建物完成の際に届出が必要になります。
詳しくは市役所本館 4 階の管財課へお問い合わせください。
- ③ ごみ集積場所について
長屋・共同住宅の場合は、ごみ集積場所の使用または設置について、資源循環推進課(若園町分庁舎 3 階)へお問い合わせください。
- ④ 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例について
平成19年4月1日から施行されています。
指針には「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」がありますので、着工に際しましては、事前にこの条例並びに同指針に基づく各項目等について自主チェックを行い、建築主と御相談のうえ必要な措置を講じられるようお勧めいたします。

【記入方法】

申請敷地及び建築物等の概要並びに**太枠内**は申請者にて記入をお願いします。
それ以外の欄は各課担当窓口でゴム印等により確認(記入)等を行いますので、申請書を一緒に持参し事前の調査並びに確認を行ってください。
(工作物は、1、2、3、4、5-③の各項目について、事前の調査並びに確認を行ってください。)

この調査票は、確認申請に際して、建築等に伴う他法令等に係る手続き関係の様々な行き違いなどを未然に防ぐために、事前調査をお願いしているものです。